

艦載機訓練場対策本部の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

艦載機訓練場対策本部の設置に関する達

(設置)

第1条 艦載機着陸訓練場問題の円滑かつ適切な処理を図るとともに、硫黄島における艦載機着陸訓練の実施に関する事務を円滑かつ適切に処理するため、北関東防衛局に、当分の間、艦載機訓練場対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

(対策本部の所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 駐留軍の使用に供する艦載機着陸訓練場の取得（施設の建設工事を含む。）に係る事務の総括に関すること。
- (2) 硫黄島において艦載機着陸訓練を実施する駐留軍に対する支援及び協力に関すること。

(本部長及び副本部長)

第3条 対策本部に艦載機訓練場対策本部長（以下「本部長」という。）、艦載機訓練場対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）を置く。

- 2 本部長は、北関東防衛局長（以下「局長」という。）をもって充てるものとし、対策本部の事務を掌理する。
- 3 副本部長は、局長が指定する者をもって充てるものとし、本部長を助け、本部長が指定する対策本部の事務を整理する。

(総括調整官)

第4条 対策本部に総括調整官を置く。

- 2 総括調整官は、局長が指定する者をもって充てるものとし、本部長の命を受け、対策本部の事務の一部を総括整理する。

(班の設置)

第5条 対策本部に、企画班、用地班、業務班、対策班及び工事班を置く。

- 2 企画班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対策本部の事務の総括に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 経費の取りまとめに関すること。
- (4) 関係機関、利害関係人等との連絡、交渉及び調整並びにこれらに関する情報の収集整理に関すること。（地域住民からの問い合わせ等の対応に対する対応を含む。）
- (5) 硫黄島において艦載機着陸訓練を実施する駐留軍に対する支援及び協力に関すること（業務班の所掌に属するものを除く。）
- (6) 三宅島における観測施設の運用・維持・管理等に関すること。
- (7) 対策本部の所掌に属する事務で、他の所掌に属しないものに関すること。

- 3 用地班は、駐留軍の使用に供する艦載機着陸訓練場の取得（施設の建設工事を含む。）事務のうち、用地の取得に関する事務をつかさどる。

- 4 業務班は、硫黄島において艦載機着陸訓練を実施する駐留軍に対する支援及び協力に関する事務のうち、駐留軍のための物品及び役務（工事を除く。）の調達に関すること。

- 5 対策班は、駐留軍の使用に供する艦載機着陸訓練場の取得（施設の建設工事を含む。）に係る事務のうち、周辺対策に関する事務をつかさどる。

- 6 工事班は、駐留軍の使用に供する艦載機着陸訓練場の取得（施設の建設工事を含む。）

に係る事務のうち、建設工事に関する事務をつかさどる。

第6条 各班は、班長及び班員をもって構成する。

2 班長は、局長の指定する者をもって充てるものとし、班の事務を掌理する。

3 班員は、局長の指定する者をもって充てるものとする。

(硫黄島艦載機着陸訓練支援室の設置)

第7条 第5条第2項第5号の事務を円滑に処理するため、着陸訓練の実施に併せ、同島に硫黄島艦載機着陸訓練支援室(以下「支援室」という。)を置く。

2 支援室は、硫黄島における艦載機着陸訓練のため派遣された駐留軍及び関係機関との連絡調整その他の支援並びに着陸訓練のために派遣された駐留軍に対する物品及び役務の調達に関する事務をつかさどる。

第8条 支援室に、硫黄島艦載機着陸訓練支援室長(以下「室長」という。)を置く。

2 室長は、局長が指定する者をもって充てるものとし、支援室の事務を掌理する。

第9条 支援室に、支援班及び業務班を置く。

2 支援班は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 艦載機着陸訓練のため硫黄島に派遣された駐留軍に対する支援に関すること(業務班の所掌に属する事務を除く。)

(2) 情報の収集に関すること。

(3) 支援室の所掌に属する事務で、他の所掌に属しないものに関すること。

3 業務班は、艦載機着陸訓練のため硫黄島に派遣された駐留軍に対する物品及び役務に関する事務をつかさどる。

第10条 支援室の班は、班長及び班員をもって構成する。

2 班長は、局長が指定する者をもって充てるものとし、班の事務を掌理する。

3 班員は、局長が指定する者をもって充てるものとする。

(関係部課等の協力)

第11条 本部長は、対策本部の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係部課等の長に対し、協力を求めることができる。

2 前項の要請があった場合、関係部課等の長は、対策本部の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(雑則)

第12条 この達に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。